

市内各小・中学校 保護者 様

日頃より本市の教育行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

市内小・中学校の臨時休業措置の決定をさせていただいて2週間が経過しております。この間のご協力に深く感謝申し上げます。

児童生徒の生活についてですが、各学校からは、「感染の拡大を防ぐということを目的とした臨時休業であることから、休業中はできる限り家庭で過ごす」というようお願いをしています。

しかし、休業が長期化していることもあり、子どもたちの心理的ストレス等も心配されるところです。文部科学省からも「児童生徒の健康維持のために、屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすること等について妨げるものでない」という趣旨の通知も出されています。

そこで所沢市では、「児童生徒の健康維持のための適度な運動」の場として、3月18日から市内小・中学校の校庭を開放することといたします。

基本的に校庭の開放は、以下の基本の方針に沿って実施いたします。ご理解ご協力をお願いいたします。

#### 【校庭開放の基本の方針】

○開放の目的は、児童生徒の「健康維持のための適度な運動」の場の提供とします。

(部活動は今回の対応の対象外とする)

○児童生徒の活動や行き帰りの安全については、保護者の責任とします。

○活動中の教職員の見守りを前提としているものではありません。

○開放は、その学校に在籍している児童生徒に限ります。(保護者の付き添いは可)

○校庭での活動について、普段から各学校で子どもたちに指導しているそれぞれのルールに従うこと、密着する活動は行わないことを保護者の方からお子様へ指導してください。

○中学生は、ジャージなど通常の学校生活で認められている服装で活動してください。

○家庭での健康観察の上、風邪等の症状がある場合には外出させないでください。

手洗い、うがいの徹底、できる限りのマスクの着用をおねがいます。

○開放は10時から12時、13時から15時の平日とさせていただきます。

○校庭で活動するのは1日1時間程度とします。

○小学校卒業証書授与式(3月25日)、及び各学校の登校日は開放を行いません。

なお、市内の公園についても、マナーを守らない使い方について、市民の方からご意見をいただいております。ルールを守った、節度ある利用をお願いします。

所沢市教育委員会 学校教育課